

第3次広島県廃棄物処理計画（原案）に係る県民意見募集結果について

1 要 旨

広島県環境審議会（以下「審議会」という。）の審議を踏まえ取りまとめられた「第3次広島県廃棄物処理計画（原案）」について、ホームページ等を通じて県民の意見募集を行った。

2 原案作成までの経緯

- 廃棄物対策の基本となる「第2次広島県廃棄物処理計画」の計画期間の到来に伴い「第3次広島県廃棄物処理計画」の策定について、平成22年7月に審議会に諮問した。
- 審議会において、廃棄物の現状・課題、第2次計画の評価、今後の目標設定・施策の展開について3回の審議を行った後、平成22年12月末に取りまとめた。

3 意見募集期間

平成23年1月20日～平成23年2月9日

4 意見募集の結果

【意見の数：32件（3名）】

- ・意見を踏まえ、計画案を修正するもの：13件
- ・計画の考え方や県の施策を示すこととし、計画案を修正しないもの：19件

○主な御意見と県の対応・考え方

該当箇所	御意見の概要	県の対応・考え方
計画全般	① 県民にできるだけ分かりやすくするためにやさしい文言とする方が良い。文言は、小学5年生レベルだと県民のほとんどが理解できると考える。 ② 将来世代を思う気持ちを文言で表現する方が良い。 ③ 文言を県民、事業者、NPOなど関係団体及び行政ではなく、県民・事業者・NPOなどの関係団体・行政とすると対等性があり良いと考える。表現を統一してほしい。 ④ ページの下解説の文字が小さく高齢者には読みにくい。本文と同じポイントにすると良い。 ⑤ 廃棄物処理は、市民の積極的な参加があって効果が発生する。文言が上から目線の表現になっているのでは。 ⑥ 具体の地区名等の記載が少なく、場所的なイメージが湧きにくい。	①⑤ 計画本体は、これまでの廃棄物処理計画や県が策定する他の計画及び他県の廃棄物処理計画の記載内容や方法を吟味して、当該計画を策定していますので、そのままの表現としました。 計画普及のための概要版については、御指摘を踏まえ、図表やイラストなどを取り入れ、分かりやすいものとしました。 ② 1ページの「1 策定の趣旨」の中で、「将来世代にも継承することができる持続可能な社会づくりをする」と示しています。 ③ 御意見を踏まえ県民・事業者・NPO等の関係団体・行政に表現を統一しました。 ④ ページ下の解説に加え、巻末に用語集を設けました。 ⑥ この計画は、県全体の計画ですので、基本的には具体的な地区名を記載しないこととしています。
表紙	① 表題の下に計画期間を明記すべき。 ② 下に策定年月と広島県を明記すべき。	策定年月や広島県についてはこれまでも記載していますが、この度の計画には、御意見のとおり、計画期間も併せて記載しました。

該当箇所	御意見の概要	県の対応・考え方
P2 「2 計画の位置付け」について	○図の右端の枠の中に市町環境基本条例と市町環境基本計画を明記すべきでないか。	図をより簡易に分かりやすくするために、市町環境基本条例や市町環境基本計画を省略しています。
P3 「3 目指すべき循環型社会の姿」について	①社会経済システムとはどんなものか分かりにくい。注釈を追加してはどうか。 ②県民のライフスタイルの見直しについては記述しているが、事業者の廃棄物の発生抑制に係る取組についても記述すべきではないか。 ③下の図の解説を加えると図が生きる。	①御意見のとおり注釈を記載しました。 ②事業者の廃棄物の発生抑制については、「大量生産、大量消費、大量廃棄といったこれまでの社会経済システム・適正に処理していく」の記載に含めています。 ③図は、「3 目指すべき循環型社会の姿」の記述を分かりやすく図示したものです。御指摘を踏まえ、図の下に注釈を加えました。
P5, 6 「(1)ごみの排出状況」及び「(2)ごみの処理状況」について	○ごみの排出状況とごみの処理状況は、平成14年度からなぜ減少に転じたのか。例として、地球温暖化推進員や市町の公衆衛生協議会の推進員の活動があったからではないか。市民や県民の活動の評価も明記すべきではないか。	「(1) ごみの排出状況」については、全文を次のとおり修正しました。 「ごみの排出量は、平成12年度までは、人口増加などに伴い、増加傾向にありました。平成13年度は、芸予地震の発生に伴い、ごみ排出量が一時的に増加しました。 平成14年度以降の減少要因としては、分別排出の取組、関係機関等と連携した普及啓発活動による県民の環境意識の向上、人口減少などが考えられます。」 「(2) ごみの処理状況」については、次のとおり文章を追加します。 「ごみ処理量は、平成14年度以降のごみ排出量の減少に伴い、減少しています。」
P6 「(3)ごみの再生利用等の状況」について	○リサイクル率がなぜ平成16年に急増したかが明記されていない。	「特に、」以下を次のとおり修正しました。 「平成16年度にごみ燃料化施設が本格稼動したことに伴い、RDF(ごみ固形燃料)の再生利用量が大幅に増加しています。」
P8 「(4)ごみの最終処分の状況」について	○平成14年からの減少傾向理由が欠落している。	次の文章を追加しました。 「平成13年度は、芸予地震の発生に伴い、一時的に最終処分量が増加しています。 平成14年度以降の減少要因としては、ごみ排出量の減少のほか、各種リサイクル法に伴う直接埋立量の減少などが考えられます。」
P9 「(7)不法投棄の状況」について	①広島県はどのように取り組み、市町はどのように取り組んでも不法投棄ごみは減少しないかを明記すべきである。 ②「海ごみ」や「河川ごみ」の記述を追加することを希望する。	①第3章第2節「4 不法投棄防止対策」及び第6章第4節「不法投棄防止対策に関する施策」に記載しています。 ②「海ごみ」や「河川ごみ」についても、不法投棄廃棄物に含めています。
P10 「(1)汚水処理の状況」について	○市町別汚水処理状況を公表すると対比ができるので分かりやすくなる。	本計画は廃棄物処理法第5条の5の規定に基づいて、県の区域における廃棄物の減量その他適正な処理に関する計画として定めるものであり、市町別の状況やそれに応じた対策は、別途、廃棄物処理法第6条の規定に基づく各市町の一般廃棄物処理計画の中で示されるべきものと考えています。

該当箇所	御意見の概要	県の対応・考え方
P19～ 「第3章 第2次計画 の評価」に ついて	○評価は、評価委員会を設置し評価することが大切で、評価委員会の組織図を作ると良い。	本計画は、概ね5年毎に見直すこととしており、その都度、外部有識者から構成される環境審議会にて評価内容の審議を行っています。 その他、年度毎に、環境白書により点検・評価を行うとともに、県民に公表し、ホームページにより、意見・提言を求めています。
P21 「(3)環境 意識の向上 及び自主的 行動の推 進」につ いて	○環境保全アドバイザー292名のうち環境学習に関わったものの推移を明確にすることも重要（環境学習に関わった環境アドバイザーの活動の「見える化」をお願いする。）	環境保全アドバイザーのうち、環境学習講師の実績などを踏まえ、広島県環境学習指導専門講師に登録し、地域や学校での学習会・研修会へ派遣しています。 派遣状況について、次のとおり追記しました。 「環境学習講師派遣実績：平成20年度31回、平成21年度39回」
P23 「(4)生活 排水対策 (し尿等) の推進」に ついて	①汚水処理人口普及率の数値を明記すべきである。 ②浄化槽の法定検査の受検率がなぜ低いのか検証と対策を明記すべきである。	①最新の汚水処理人口普及率の公表値(H21年度末：81.3%)を文中に追記しました。 ②法定検査の受検率については、平成19年度から導入した効率化検査の推進等の結果、概ね順調に向上してきており、平成19年度以降は全国平均を上回る状況となっています。今後は、効率化検査の取組状況等も踏まえ、更なる受検促進方策を検討・実施します。
P30～ 「第4章 廃棄物処理 の課題」に ついて	○海ごみと河川ごみについて明記が必要と考える。	「海ごみ」や「河川ごみ」についても、不法投棄廃棄物に含めています。
P31 「1 発生 抑制及び減 量化」につ いて	○それまでは、3Rとしか記載されていないにもかかわらず、3Rの注釈が第2節の1で突然出てきており、違和感がある。	3Rについては、1ページに注釈を記載しています。当該箇所は、一般廃棄物に関する課題を改めて提示したところでしたので、注釈を付して分かりやすい記載としています。 なお、解説が必要な用語については、巻末に用語集を設けました。
P35～ 「第5章減 量化目標の 設定」につ いて	○ごみの発生量予測は、時代に合わせてこまめにしなければならぬと考える。	ごみ排出量の将来予測については、過去のごみ排出量の実績値などを基本に経年変化の傾向を抽出するなどして適正な予測を行っています。
P46 「(2)福山 リサイクル 発電事業の 推進」につ いて	○RDF発電については、売電価格の下落により、発電事業が成り立たなくなるかもしれない。	RDF発電事業については、入札方式により、より高額な売買事業者を決定したり、発電設備の運転見直しなどにより、売電収入の確保に努めているところです。今後とも、RDF発電事業の適正な運営に努めます。
P46 「図29」に ついて	○甲世衛生組合を構成する市町名が分かりにくい。 甲世という言葉は県民に広く浸透していないので注釈を加えるべき。西部の県民には分かりにくい。	甲世衛生組合を構成する市町については、資料編の「1 一般廃棄物(1) 一般廃棄物の処理体制」に記載した一覧表の中に示しています。なお、この一覧表で、各市町が市町単独で処理するか、一部事務組合を構成し処理するかを掲載していません。

該当箇所	御意見の概要	県の対応・考え方
P49, 60 「(4)ごみ処理の有料化の導入」について及び「第4節 不法投棄防止対策に関する施策」について	○家庭ごみの有料化により、不法投棄の可能性が有りうるのでは。	周辺市町との料金水準を考慮して手数料を設定することや、不法投棄の監視活動、投棄者への指導等を行うことで不法投棄の防止に効果があると考えています。有料化を検討している市町に対し、同様な取組を実施している他の市町の状況・効果等の情報提供や助言を行います。
P50 「(2)適正処理の推進」について	○落ち葉や庭木の剪定廃棄物の処理について、不法投棄に繋がれば問題となる。	御指摘のとおり、今後も市町等と連携を図りながら廃棄物対策を行います。
P57 「(4)有害産業廃棄物の適正処理の推進」について	○有害廃棄物については、国・県・市町が協力して、(環境汚染の)未然防止に向けての取組が肝要。	御指摘のとおり、引き続き、関係機関と協力して取組を推進して参ります。
P63 「1 推進体制」について	○県民・市町公衆衛生推進協議会・ひろしま地球環境フォーラム・環境保健協会などが良い。	市町公衆衛生推進協議会は、幅広く環境衛生、保健衛生に関する意識高揚・普及啓発などを目的として設立されています。一方、「広島県地球温暖化防止活動推進センター」は、(財)広島県環境保健協会内に設置され、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき県が指定した地球温暖化対策に関する普及啓発を目的として設立された団体です。推進団体としては、環境保全活動に特化した取組を行っている「広島県地球温暖化防止活動推進センター」の例示の方が適当と考えます。
その他	○大企業については、廃棄物に限らず、事業所からの排出物について、全体的に対処できると良い。	<p>廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定により、「当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他適正な処理に関する計画(廃棄物処理計画)を定めなければならない。」とされており、このため、この計画は廃棄物に関する計画を定めることとしていますので御了解ください。</p> <p>他の排出物(排出ガス、排水、騒音、振動など)については、それぞれの事業所ごとに、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法などの環境関連法令に基づく規制を実施しています。</p>